

小・中学校の通学区域について

・就学指定校について

壬生町教育委員会では、通学時間・距離、学校の規模などを勘案して、あらかじめ小・中学校の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定しています。詳細については、町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係までお問い合わせください。

・就学指定校の変更について

個々の状況により、就学指定校の変更が認められる場合があります。詳細については、町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係までお問い合わせください。

・通学調整区域について

- 1 壬生小学校通学区域に住所がある児童の保護者は、壬生小学校通学区域全域が通学調整区域となっていますので、『藤井小学校就学届出書』を町教育委員会に提出することで、藤井小学校に通学させることができます。

なお、藤井小学校に就学を希望する場合は、事前に学校見学をお願いします。見学日時等は、直接、藤井小学校（TEL0282-82-0102）にお問い合わせください。

- 2 虹の杜に住所がある児童の保護者は、「壬生北小学校」又は「安塚小学校」のいずれかに通学させることができます。

なお、保護者は、就学前に「就学届出書」を町教育委員会に提出することで、「壬生北小学校」又は「安塚小学校」のいずれかに通学させることができます。

- 3 羽生田小学校は、小規模特認校制度により保護者が町教育委員会に『小規模特認校就学申請書』を提出し許可を受けることで、町内全域から通学させることができます。

なお、羽生田小学校に就学を希望する場合は、事前に学校見学をお願いします。見学日時等は、直接、羽生田小学校（TEL0282-82-1022）にお問い合わせください。

・問い合わせ先

壬生町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 TEL0282-81-1870